

## 青梅市個人番号カード利用条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 18 条の規定にもとづく個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

## 青梅市個人番号カード利用条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 18 条の規定にもとづく個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用事務)

第 2 条 法第 18 条第 1 号に規定する条例で定める事務は、次の表の左欄に掲げる執行機関（以下「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

執行機関	事務
青梅市長	高齢者等タクシー運賃助成事業に関する事務

(利用者)

第 3 条 前条の表の右欄に掲げる事務に個人番号カードを利用することができる者は、個人番号カードの交付を受けた青梅市民であって、同欄に

規定する高齢者等タクシー運賃助成事業の助成の決定を受けたものとする。

(利用手続)

第4条 個人番号カードを利用して第2条の表の右欄に掲げる事務にかかるサービス（以下「サービス」という。）の提供を受けようとする者は、規則で定めるところにより、執行機関に対し、利用の申請を行わなければならない。

2 執行機関は、前項の申請があったときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者の個人番号カードに、サービスの提供に関し必要な情報を記録するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 執行機関は、サービスの提供に当たり、個人番号カードに記録された個人情報およびサービスを提供するシステムにおいて保有する個人情報の漏えい、改ざん、滅失および毀損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。